

○朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付要綱

平成28年10月25日

教委告示第3号

改正 令和3年6月23日教委告示第9号

改正 令和5年10月23日教委告示第17号

改正 令和6年8月1日教委告示第12号

改正 令和8年8月1日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、朝日町のスポーツ・文化振興に多大な貢献をした町民に対し、朝日町スポーツ・文化振興奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者(以下「対象者」という。)は、町内に住所を有する個人(引率者は除く。)であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 以下に該当するスポーツ大会(以下「スポーツ大会等」という。)に出場した者

ア オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会

イ ユニバーシアード競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会(加盟競技団体を含む。)、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催、共催又は後援し、地方予選により出場者が決定する全国大会

(2) 国、地方公共団体、これらに準じる公的機関又は公益を目的とする社団法人、財団法人若しくは全国的な規模の新聞社が主催する全国規模若しくは世界規模の大会又は公募展(以下「文化芸術大会等」という。)に出場又は出展した者であって、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 朝日町や三重県を対象として行う予選又は選考を経て文化芸術大会等へ出場・出展した者

イ 予選又は選考を経ずに文化芸術大会等へ出場、出展した結果、特に優れた成績、業績を収めた者(ただし、応募者の全てが出場、出展できるときを除く)

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付対象としない。

- (1) 政治団体、宗教団体・競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催又は共催するスポーツ大会等又は文化芸術大会等であるとき。
- (2) 小学校及び中学校の部活動からスポーツ大会等又は文化芸術大会等に出場したとき。
- (3) 町長が適当でないと認めたとき。

第3条 削除

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 奨励金の交付は、同一年度において同一対象者につき1回までとする。ただし、異なる種目若しくは分野に出場・出展する場合又はより上位の大会に出場・出展する場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、スポーツ大会等又は文化芸術大会等が開催された後、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 予選又は選考結果を証する書類
- (2) スポーツ大会等又は文化芸術大会等が開催されたことを証する書類
- (3) スポーツ大会等又は文化芸術大会等に出場又は出展したことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者はスポーツ大会等又は文化芸術大会等に出場又は出展した本人又は本人が未成年である場合は保護者に限る。

(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、速やかに朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、次のいずれかに該当する認められるときは、前条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽等不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(予算)

第8条 奨励金の予算については、町長交際費をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委告示第9号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和5年教委告示第17号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年教委告示第3号)

この告示は、令和8年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

交付対象者	交付額
オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会に参加した者	30,000円
ユニバーシアード競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に参加した者	10,000円
公益財団法人日本スポーツ協会(加盟競技団体を含む。)、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催し、地方予選により出場者が決定する全国大会に参加した者	5,000円
国、地方公共団体、これらに準じる公的機関又は公益を目的とする社団法人、財団法人若	5,000円又は町長が妥当と認める金額

しくは全国的な規模の新聞社が主催する全国規模若しくは世界規模の文化芸術大会等に出場又は出展した者であって、次の各号に該当する者

ア 朝日町や三重県を対象として行う予選又は選考を経て文化芸術大会等へ出場・出展した者

イ 予選又は選考を経ずに文化芸術大会等へ出場、出展した結果、特に優れた成績、業績を収めた者(ただし、応募者の全てが出場、出展できるときを除く)

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付申請書

朝日町長 様

申 請 者（出場・出展者が未成年者の場合は保護者）

住 所 朝日町

氏 名

電話番号

朝日町スポーツ・文化振興奨励金を交付されるよう、朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

大 会 名				
大 会 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
大会開催場所				
出 場 者 又 出 展 者	フリガナ 氏 名 生 年 月 日		申請者 との続柄	本人 ・ 子 ・ その他（ ）
大 会 結 果				

添 付 書 類	(1) 予選又は選考結果を証する書類 (2) 大会が開催されたことを証する書類 (3) 大会に参加したことを証する書類 (4) その他（ ）
---------	---

【 振 込 先 】

金 融 機 関 名		支店名	
種 別	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

※ 振込先は出場・出展者又は申請者の口座に限る

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

朝日町長



朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、朝日町スポーツ・文化振興奨励金については、朝日町スポーツ・文化振興奨励金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

交 付 の 可 否 及 び 理 由	可 ・ 否	
交 付 決 定 額	円	
交 付 方 法		
交 付 日	年 月 日	
備 考		

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)